

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、1月1日現在において市内に在住している者の市県民税を算定するために、住民や税務署から提出された申告情報や給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算、賦課決定し住民もしくは給与支払者・年金支払者へ通知する。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①申告情報(確定申告書、市民税申告書、給与・年金支払報告書等)を受理し、個人住民税の賦課決定・賦課更正し、住民、給与・年金支払者への税額通知並びに納付書を発送する。</p> <p>②那珂川市から他自治体、税務署等への税務調査実施。</p> <p>③住民登録外の課税に伴う他自治体への通知。</p> <p>④個人住民税の減免申請書を受理し、減免決定後の通知。</p> <p>⑤給与支払者からの就職、退職等の異動届を受理し、税額、徴収方法の変更を通知する。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①障害者控除の適用に関する事務において、納税義務者の配偶者又は扶養親族に係る身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。</p> <p>②住民税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を照会する。</p> <p>③他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、地方税関係情報を提供する。</p> <p>※個人住民税課税事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	市県民税、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(27の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ※別表第二の29、30、102、115の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Tel.092-408-9842
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Tel.092-408-9842

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月30日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 118の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 118の項)	事後	
令和6年6月30日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 115の項については、主務省令未公布。	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 115の項については、主務省令未公布。	事後	
令和6年6月30日	5評価実施機関における担当	住民生活部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和6年6月30日	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住民生活部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和6年6月30日	8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住民生活部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和6年6月30日	11対家人数 いつ時点の計測か	平成30年6月15日時点	平成31年6月8日時点	事後	
令和6年6月30日	2取扱者数	平成30年6月15日時点	平成31年6月8日時点	事後	
令和6年6月30日	IV リスク対策		項目追加	事後	
令和2年1月1日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 118の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	事後	
令和2年1月1日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 115の項については、主務省令未公布。	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 115の項については、主務省令未公布。	事後	
令和2年1月1日	1.対家人数 いつ時点の計測か	平成31年6月8日時点	平成32年1月1日時点	事後	
令和2年1月1日	1.対家人数 いつ時点の計測か	平成31年6月8日時点	平成32年1月1日時点	事後	
令和2年2月26日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.事務の概要	【番号法別表第一に関する事務】 ①申告情報(確定申告書、市民税申告書、給与・年金支払報告書等)を提出し、個人住民税の賦課決定・課税更正し、住民・給与・年金支払者への税額通知並びに納付書を送付する。	【番号法別表第一に関する事務】 ①申告情報(確定申告書、市民税申告書、給与・年金支払報告書等)を受渡し、個人住民税の賦課決定・課税更正し、住民・給与・年金支払者への税額通知並びに納付書を送付する。	事後	
令和2年2月26日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.事務の概要	【番号法別表第二に関する事務】 ①障害者控除の適用に関する事務において、納税義務者の申告書又は扶養親族に係る申請書及び障害者控除の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。	【番号法別表第二に関する事務】 ①障害者控除の適用に関する事務において、納税義務者の申告書又は扶養親族に係る申請書及び障害者控除の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。	事後	
令和2年2月26日	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報		
令和2年2月26日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 115の項については、主務省令未公布。	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 102, 115の項については、主務省令未公布。	事後	
令和2年2月26日	1.対家人数 いつ時点の計測か	平成32年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和2年2月26日	2.取扱者数 いつ時点の計測か	平成32年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年10月10日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1.番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	
令和5年12月27日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)	事前	
令和5年12月27日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の24の項	1.番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和5年12月27日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)	事後	
令和5年12月27日	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報		
令和5年12月27日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 71, 102, 115の項については、主務省令未公布。	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の2、第43条の3、第44条の2、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の29, 30, 102, 115の項については、主務省令未公布。	事後	
令和5年12月27日	1-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福岡県那珂川市西原1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Ⅱ092-953-2211	福岡県那珂川市西原1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Ⅱ092-953-2211	事後	
令和5年12月27日	1-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県那珂川市西原1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Ⅱ092-953-2211	福岡県那珂川市西原1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Ⅱ092-408-8842	事後	
令和5年12月27日	11.対家人数 いつ時点の計測か	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月27日	2.取扱者数 いつ時点の計測か	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	